

# 三重県水防計画

## 令和 8 年度変更案



# 三重県水防計画 令和8年度変更案

令和8年度三重県水防計画の変更は、令和8年度調査による組織人員などの時点修正を行うとともに、氾濫等にかかる通報の追記、適切な水防情報を提供するため、水位周知河川1河川の設定水位を変更します。

## 1 組織人員数などの修正

水防支部職員（各建設事務所）、水防管理団体職員（各市町）、消防団員の組織人員、重要水防区域、危機管理型水位計、水防倉庫内備蓄資材数などは、令和8年4月に入ってから各関係機関に調査し、その結果を受けて変更します。

## 2 河川管理者等による氾濫等にかかる通報の追記

令和7年12月12日に気象業務法及び水防法の一部を改正する法律が公布されており、令和8年の出水期までの運用を予定しています。市町長による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の確な水防活動につなげるため、新設された水防法第24条の2に基づく河川管理者等による氾濫等の通報を追記します。P2～28

## 3 水位周知河川の設定水位の変更

県管理の水位周知河川1河川について、設定水位を変更します。（水防警報にかかる設定水位も同様に変更します。）P17

○水位周知河川（水防警報河川）と設定水位

河川名	観測所名	旧・新	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
愛宕川	宮町	旧	1.11	1.56	1.56	2.04
	宮町	新	1.38	1.83	1.83	2.31

## 第14節 災害発生時の処理（法25条、26条）

### 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置（法24条の2、法25条、26条）

~~1. 堤防、溜池、樋門又は角落とし等が決壊した場合は、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は直ちにこれを関係者に通報するとともに、でき得る限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。~~

~~2. この場合、水防管理者は直ちに関係機関に通報するとともに、事後の処理に誤りのないようにしなければならない。~~

~~(1) 居住者 . . . . . 立退指示（第4信号）避難誘導等~~

~~(2) 警察署 . . . . . 応援援助の依頼 関係機関への通報~~

~~(3) 水防支部 . . . . . 応援隊水防資材の補給及び応急工事の依頼等~~

~~(4) 地域防災総合事務所、地域活性化局 . . . . . 関係機関への通報~~

~~(5) 災害対策本部 . . . . . 支（分）隊~~

~~(6) 関係水防管理団体 . . . . . 通報 応援援助の依頼~~

~~3. 緊急時において、その必要があれば、水防支（本）部長は、職員を災害対策要員に転用して活動させることができる。~~

#### （1）氾濫等の通報

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

#### （氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合）

洪水予報河川、水位周知河川では、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定め、対象があれば（3）氾濫・決壊・漏水等の通報の内容において定めている。

#### （2）決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第6章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

### （3）氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

（1）（2）の氾濫・決壊・漏水等の通報は、水防計画作成の手引き（都道府県版）令和8年2月における資料 10-2「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、以下のとおり定める。

#### （ア）河川管理者が行う氾濫等の通報

##### ①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

河川名	区域	
木曾川	区域 1	第6章予報及び警報とその措置 第2節洪水予報河川における洪水予報 1. 国土交通大臣が行う洪水予報 (1) 洪水予報の指定区域及び実施機関 における水位到達情報における実施区域によるものとする。
揖斐川	区域 2	
長良川	区域 3	
鈴鹿川	区域 4	
鈴鹿川派川	区域 5	
雲出川	区域 6	
雲出古川	区域 7	
櫛田川	区域 8	
宮川	区域 9	
木津川(上流)	区域 10	
服部川	区域 11	

柘植川	区域 1 2	
名張川	区域 1 3	
宇陀川	区域 1 4	
熊野川（下流）	区域 1 5	
多度川	区域 1 6	
肱江川	区域 1 7	第 6 章予報及び警報とその措置
内部川	区域 1 8	第 3 節水位周知河川・海岸
安楽川	区域 1 9	1. 国土交通大臣が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知
中村川	区域 2 0	（1）水位周知河川の指定区域及び担当水防管理団体
波瀬川	区域 2 1	における水位到達情報における実施区域によるものとする。
佐奈川	区域 2 2	
勢田川	区域 2 3	
相野谷川	区域 2 4	
員弁川	区域 2 5	第 6 章予報及び警報とその措置
朝明川	区域 2 6	第 3 節水位周知河川・海岸
海蔵川	区域 2 7	2. 知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知
三滝川	区域 2 8	（1）水位周知河川の指定区域及び担当水防管理団体
鹿化川	区域 2 9	における水位到達情報における実施区域によるものとする。
天白川	区域 3 0	
椋川	区域 3 1	
堀切川	区域 3 2	
中ノ川	区域 3 3	
志登茂川	区域 3 4	
横川	区域 3 5	
安濃川	区域 3 6	
美濃屋川	区域 3 7	
岩田川	区域 3 8	
相川	区域 3 9	
雲出川	区域 4 0	
碧川	区域 4 1	
三渡川	区域 4 2	
阪内川	区域 4 3	
金剛川	区域 4 4	
愛宕川	区域 4 5	
名古屋川	区域 4 6	
笹笛川	区域 4 7	
大堀川	区域 4 8	

外城田川	区域 4 9
宮川	区域 5 0
大内山川	区域 5 1
五十鈴川	区域 5 2
加茂川	区域 5 3
柘植川	区域 5 4
服部川	区域 5 5
木津川	区域 5 6
赤羽川	区域 5 7
船津川	区域 5 8
銚子川	区域 5 9
産田川	区域 6 0
板屋川	区域 6 1
熊野川	区域 6 2

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準（併せて使用）	関係水防 管理団体	通報担当 官署
木曾川	区域 1	第 6 章予報及び警報とその措置 第 2 節洪水予報河川における洪水予報 1. 国土交通大臣が行う洪水予報 (2) 洪水予報の対象とする水位観測所 における水位到達情報における観測所名、地先名によるものとする。		・ 氾濫発生水位に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	第 6 章予報及び警報とその措置 第 2 節洪水予報河川における洪水予報 1. 国土交通大臣が行う洪水予報 (2) 洪水予報の対象とする水位観測所における水位到達情報における対象水防管理団体名によるものとする。	木曾川下流 河川事務所
揖斐川	区域 2					木曾川下流 河川事務所
長良川	区域 3					木曾川下流 河川事務所
鈴鹿川	区域 4					三重河川 国道事務所
鈴鹿川派川	区域 5					三重河川 国道事務所
雲出川	区域 6					三重河川 国道事務所
雲出古川	区域 7					三重河川 国道事務所
櫛田川	区域 8					三重河川 国道事務所
櫛田川	区域 8					三重河川 国道事務所
宮川	区域 9					三重河川 国道事務所
木津川(上流)	区域 1 0					淀川ダム統合 管理事務所
服部川	区域 1 1					淀川ダム統合 管理事務所
柘植川	区域 1 2					淀川ダム統合 管理事務所
名張川	区域 1 3					紀南河川 国道事務所
宇陀川	区域 1 4					紀南河川 国道事務所
熊野川(下流)	区域 1 5	紀南河川 国道事務所				
多度川	区域 1 6	第 6 章予報及び警報とその措置 第 3 節水位周知河川・海岸における水位到達情報 1. 国土交通大臣が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知 (2) 水位周知河川の対象とする水位観測所		・ 氾濫発生水位に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	第 6 章予報及び警報とその措置 第 3 節水位周知河川・海岸における水位到達情報 1. 国土交通大臣が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知 (2) 水位周知河川	木曾川下流 河川事務所
肱江川	区域 1 7					木曾川下流 河川事務所
内部川	区域 1 8					三重河川 国道事務所
安楽川	区域 1 9					三重河川 国道事務所
中村川	区域 2 0					三重河川

波瀬川	区域 2 1	における水位到達情報における観測所名、地先名によるものとする。		の対象とする水位観測所 における対象水防管理団体名によるものとする。	国道事務所
佐奈川	区域 2 2				三重河川 国道事務所
勢田川	区域 2 3				三重河川 国道事務所
相野谷川	区域 2 4				三重河川 国道事務所
員弁川	区域 2 5	観測所施設名については 第 6 章予報及び警報とその措置 第 3 節水位周知河川・海岸 2. 知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知 (2) 水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知 における水位到達情報 における水位観測所名によるものとする。  地先名については 第 7 章水防活動 第 4 節水位の通報及び公表 1. 指定水位観測 における観測所名、所在地 によるものとする。	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	第 6 章予報及び警報とその措置 第 3 節水位周知河川・海岸 2. 知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知 (2) 水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知 における受報担当者、発表担当者によるものとする。	紀南河川 国道事務所
朝明川	区域 2 6				
海蔵川	区域 2 7				
三滝川	区域 2 8				
鹿化川	区域 2 9				
天白川	区域 3 0				
椋川	区域 3 1				
堀切川	区域 3 2				
中ノ川	区域 3 3				
志登茂川	区域 3 4				
横川	区域 3 5				
安濃川	区域 3 6				
美濃屋川	区域 3 7				
岩田川	区域 3 8				
相川	区域 3 9				
雲出川	区域 4 0				
碧川	区域 4 1				
三渡川	区域 4 2				
阪内川	区域 4 3				
金剛川	区域 4 4				
愛宕川	区域 4 5				
名古須川	区域 4 6				
笹笛川	区域 4 7				
大堀川	区域 4 8				
外城田川	区域 4 9				
宮川	区域 5 0				
大内山川	区域 5 1				
五十鈴川	区域 5 2				
加茂川	区域 5 3				
柘植川	区域 5 4				
服部川	区域 5 5				
木津川	区域 5 6				
赤羽川	区域 5 7				
船津川	区域 5 8				
銚子川	区域 5 9				
産田川	区域 6 0				
板屋川	区域 6 1				
熊野川	区域 6 2				

②例外的な対応をする場合

対象河川なし。

③氾濫等の伝達経路及び手段

水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、第 5 章第 1 節通信連絡系統のとおり。

④氾濫等の通報の発表形式

発表形式は、付録のとおり。

(イ) 海岸管理者が行う氾濫等の通報

①氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等

海岸名	区 域	
伊勢湾沿岸（三重県区間）区間-1	区域①	木曾岬町新輪から鈴鹿市磯山町まで
伊勢湾沿岸（三重県区間）区間-2	区域②	津市河芸町東千里から伊勢市朝熊町まで

海岸名	区域	観測所名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
伊勢湾沿岸 （三重県区間） 区間-1	区域①	四日市港	-	・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 ・高潮特別警戒水位（T.P.2.9m）に到達	木曾岬町 桑名市 川越町 朝日町 四日市市 鈴鹿市	桑名・ 四日市・ 鈴鹿 建設事務所
伊勢湾沿岸 （三重県区間） 区間-2	区域②	津松阪港	-	・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 ・高潮特別警戒水位（T.P.2.3m）に到達	津市 松阪市 明和町 伊勢市 玉城町	津・ 松阪・ 伊勢 建設事務所

## ②氾濫等の伝達経路及び手段

水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、第5章第1節通信連絡系統のとおり。

## ③氾濫等の通報の発表形式

発表形式は、付録のとおり。

## （4）氾濫・決壊・漏水等の通報系統

（1）（2）に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、第5章第1節通信連絡系統のとおり。通報先の関係市町については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、第7章水防活動第13節避難のための立退、（5）決壊後の措置の対応を行う必要があり、市町長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。水防法第25条における通報を受けた都道府県知事の通知は河川管理者又は海岸管理者が国土交通大臣の場合において国土交通大臣が通知するものとする。

## （5）決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 第 2 節 洪水予報河川における洪水予報

### 1. 国土交通大臣が行う洪水予報（法10条）

#### (1) 洪水予報の指定区域及び実施機関

国土交通大臣が指定した河川区域は、次表の通りである。

木曾川水系下流部においては、木曾川下流河川事務所と名古屋地方気象台が、鈴鹿川水系・雲出川水系・櫛田川水系・宮川水系については三重河川国道事務所と津地方気象台が、淀川水系については淀川ダム統合管理事務所と大阪管区気象台が、また、新宮川水系については紀南河川国道事務所、和歌山地方気象台・津地方気象台がそれぞれ共同して洪水予報を発表する。

水防本部（支部）は、この洪水予報をうけたときは、直ちに水防活動の規準に従い、水防体制に入るとともに、第5章第1節通信連絡系統によって関係機関に伝達するものとする。

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
木曾川 (下流)	木曾川	左岸	愛知県愛西市給父町新田398番2地先 から海まで	木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台
		右岸	岐阜県羽島市桑原町小藪字川並966番地先 から海まで	
	揖斐川	左岸	岐阜県海津市平田町今尾字鯉池川並4271番27地先 から海まで	木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台
		右岸	岐阜県海津市海津町福岡地先 から海まで	
	長良川	左岸	岐阜県羽島市桑原町小藪字川並966番地先 から揖斐川への合流点まで	木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台
		右岸	岐阜県海津市平田町勝賀字村北324番21地先 から揖斐川への合流点まで	
鈴鹿川	鈴鹿川	左岸	三重県亀山市関町新所字宿屋614番の2地先 から海まで	三重河川国道事務所 津地方気象台
		右岸	三重県亀山市関ヶ丘字三千坊597番の26地先 から海まで	
	鈴鹿川派	左岸	鈴鹿川からの分流点 から海まで	三重河川国道事務所 津地方気象台
		右岸	鈴鹿川からの分流点 から海まで	
雲出川	雲出川	左岸	三重県津市一志町大仰字下山379番の1地先 から海まで	三重河川国道事務所 津地方気象台
		右岸	三重県津市一志町高野字二ノ筒2006番の2地先 から海まで	
	雲古出川	左岸	雲出川からの分流点 から海まで	三重河川国道事務所 津地方気象台
		右岸	雲出川からの分流点 から海まで	
櫛田川	櫛田川	左岸	三重県松阪市御麻生藪町字脇カイト304番地先 から海まで	三重河川国道事務所 津地方気象台
		右岸	三重県多気郡多気町牧字川原街道49番地先 から海まで	
宮川	宮川	左岸	三重県度会郡玉城町岩出字新田町991番地先 から海まで	三重河川国道事務所 津地方気象台
		右岸	三重県伊勢市佐八町字土之野461番地先 から海まで	
淀川	木津川 (上流)	左岸	三重県伊賀市大内字川原2686番の1地先から 京都府相楽郡笠置町笠置字野田坂1まで	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台
		右岸	三重県伊賀市守田町荒内大内橋地先から 京都府相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田3まで	
	服部川	左岸	三重県伊賀市服部町字向中川原2145番の1地先 から木津川合流点まで	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台
		右岸	三重県伊賀市服部町字上川原1354番の1地先 から木津川合流点まで	

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
淀川	柘植川	左岸	三重県伊賀市山神字竹ノ下272番地先 から服部川合流点まで	淀川ダム統合 管理事務所 大阪管区 気象台
		右岸	三重県伊賀市山神字谷尻404番地先 から服部川合流点まで	
	名張川	左岸	三重県名張市大字下比奈知松尾411番地地先 から奈良県山辺郡山添村吉田1133番の2地先まで	淀川ダム統合 管理事務所 大阪管区 気象台
		右岸	三重県名張市大字下比奈知下垣内1186番地地先 から三重県伊賀市大滝970番地地先まで	
	宇陀川	左岸	奈良県宇陀市室生大野1469番地地先 から名張川合流点まで	淀川ダム統合 管理事務所 大阪管区 気象台
		右岸	奈良県宇陀市室生大野3846番地地先 から名張川合流点まで	
新宮川	熊野川 (下流)	左岸	三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野199番の1地 から海まで	紀南河川 国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台
		右岸	和歌山県新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先 から海まで	

(2) 洪水予報の対象とする水位観測所

※精査中の表示箇所は河川管理者において堤防天端高を基準に令和8年5月に定める予定であり、その結果を受けて変更します。

河川名	観所	地名	先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計高水位	画位	氾濫発生水位	TPとの関係	対防団象管体	水理名
木曾川	木曾成戸	岐阜県海津市	海津町成戸	4.40	5.80	8.70	8.90	8.95		11.10	0点 TP+0.88	桑名市 木曾岬町	
揖斐川	今尾	岐阜県養老郡	養老町大巻	4.30	6.00	8.10	8.70	9.04		9.90	0点 TP-1.05	桑名市	
長良川	長良成戸	岐阜県海津市	海津町成戸	3.00	4.50	6.70	7.00	7.42		9.20	0点 TP+0.65	桑名市	
鈴鹿川	亀山	亀山市	野村町本海	2.70	3.40	3.40	4.40	5.80		精査中	0点 TP+48.0	亀山市 鈴鹿市	
鈴鹿川 鈴鹿川派川	高岡	鈴鹿市	一ノ宮町	2.50	3.60	3.60	4.40	7.25		精査中	0点 TP+5.0	四日市市 鈴鹿市	
雲出川	大仰	津市	一志町仰大	4.00	4.70	4.80	5.10	6.16		精査中	0点 TP+18.0	津市	
雲出川 雲出古川	雲出橋	松阪市	小野江町	3.00	3.70	5.00	5.40	6.74		精査中	0点 TP+0.22	松阪市 津市	
櫛田川	両郡	多気郡	多気町可相	3.00	3.50	5.80	6.70	8.63		精査中	0点 TP+16.0	松阪市 多気町	
櫛田川	櫛田橋	松阪市	豊原町	3.00	3.50	4.70	5.10	7.09		精査中	0点 TP+6.00	松阪市	
宮川	岩出	度会郡	玉城町出岩	4.20	5.00	7.20	8.20	9.61		精査中	0点 TP+3.89	伊勢市 玉城町	
木津川 服部川 柘植川	岩倉	伊賀市	岩倉	4.50	6.00	6.70	7.70	10.50		精査中	0点 TP+126.400	伊賀市	
名張川 宇陀川	名張	名張市	南町	4.50	6.00	6.80	7.60	7.99		精査中	0点 TP+183.600	名張市	
熊野川	成川	南牟婁郡	宝町成川	2.90	4.50	6.80	7.70	8.053		精査中	0点 TP 0.12	紀宝町	

### 第 3 節 水位周知河川・海岸における水位到達情報

1. 国土交通大臣が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知（法 13 条）  
 (1) 水位周知河川の指定区域及び担当水防管理団体

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
木曾川	多度川	左岸	桑名市多度町大字香取字蛭江2128番の1地先 から揖斐川合流点まで	木曾川下流 河川事務所
		右岸	桑名市多度町大字香取字蛭江2128番の1地先 から揖斐川合流点まで	
木曾川	肱江川	左岸	桑名市多度町大字肱江字川原777番の1地先 から揖斐川合流点まで	木曾川下流 河川事務所
		右岸	桑名市多度町大字肱江字川原777番の1地先 から揖斐川合流点まで	
鈴鹿川	内部川	左岸	四日市市北小松町字井口397番地の先 から鈴鹿川合流点まで	三重河川 国道事務所
		右岸	四日市市北小松町字中川原376番地の先 から鈴鹿川合流点まで	
鈴鹿川	安楽川	左岸	亀山市田村町字東沢1745番の4地先 から鈴鹿川合流点まで	三重河川 国道事務所
		右岸	亀山市田村町字蜂ヶ尻772番の2地先 から鈴鹿川合流点まで	
雲出川	中村川	左岸	松阪市嬉野島田町字中戸947番1地先 から雲出川合流点まで	三重河川 国道事務所
		右岸	松阪市嬉野井之上町字西浦71番1地先 から雲出川合流点まで	
	波瀬川	左岸	津市一志町井関字下名倉口1529番2地先 から雲出川合流点まで	三重河川 国道事務所
		右岸	津市一志町井関字西ノ垣内口412番地先 から雲出川合流点まで	
櫛田川	佐奈川	左岸	多気郡多気町仁田字社田157番1地先の国道橋 から櫛田川合流点まで	三重河川 国道事務所
		右岸	多気郡多気町仁田字社田157番1地先の国道橋 から櫛田川合流点まで	
宮川	勢田川	左岸	伊勢市勢田町字中起285番の1地先の市道橋 から五十鈴川合流点まで	三重河川 国道事務所
		右岸	伊勢市勢田町字中起285番の1地先の市道橋 から五十鈴川合流点まで	
新宮川	相野谷川	左岸	南牟婁郡紀宝町大里字坂ノ前1904番地の1地先 から熊野川合流点まで	紀南河川 国道事務所
		右岸	南牟婁郡紀宝町大里字上野998番地先 から熊野川合流点まで	

(2) 水位周知河川の対象とする水位観測所

※精査中の表示箇所は河川管理者において堤防天端高を基準に令和8年5月に定める予定であり、その結果を受けて変更します。

河川名	観所	地名	先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計高水位	画位	氾濫発生水位	TとPの係	対象団体	水理名
多度川	多度橋	桑名市大字	多度町香取	-0.40	0.00	1.30	2.00	2.04		精査中	0点 TP+3.09	桑名市	
肱江川	肱江川	桑名市大字	多度町肱江	2.50	2.90	3.80	4.60	4.66		精査中	0点 TP+1.86	桑名市	
内部川	河原田	四日市市	市町	1.10	1.90	1.90	2.50	4.17		精査中	0点 TP+6.00	四日市市	
安楽川	川崎	亀田	山村市町	0.10	0.50	1.00	1.70	5.64		精査中	0点 TP+32.0	亀山市	
中村川	島田橋	松嬉野	阪八田市町	1.50	2.30	2.50	2.80	3.88		精査中	0点 TP+13.0	松阪市	
波瀬川	下川原橋	津市	一志町関	1.70	2.20	2.20	3.40	3.49		精査中	0点 TP+17.0	津市	
佐奈川	西山橋	多気郡西	多気町山	1.60	2.00	2.70	3.20	3.27		精査中	0点 TP+25.0	多気町	
勢田川	岡本	伊勢市	勢本市町	2.50	2.60	3.20	3.40	3.52		精査中	0点 TP-1.092	伊勢市	
相野谷川	高岡	南紀牟婁郡	宝町高岡	2.00	3.10	下表	下表	4.566		精査中	0点 TP+0.10	紀宝町	

相野谷川(高岡) 地区別 特別警戒水位	輪中堤	第一避難判断水位 (※1)	第一氾濫危険相当水位 (※2)	第二避難判断水位	第二氾濫危険相当水位 (※3)	(※1) 通行止め・陸開操作員出動水位 (※2) 陸開操作水位 (※3) 輪中堤防高(9.4m)-余裕高(0.6m)
	鮪田地区	6.18	6.84	7.80	8.80	
	高岡地区	3.84	4.81	7.80	8.80	
	大里地区	4.73	5.71	7.80	8.80	

(3) 水位情報の発表

水位周知河川における水位到達情報の発表基準は、対象水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達するか、又は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を越えるおそれがあるときとする。

また、水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下廻った場合についても発表するものとし、その間に水防活動上必要な洪水の状況について適宜通知するものとする。

2. 知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知（法13条）

(1) 水位周知河川の指定区域及び担当水防管理団体

番号	河川名	左右岸の別	区域	延長 (メートル)	建設事務所名	担当水防管理団体	
						指定有無	団体名
1	員弁川	左	いなべ市藤原町大字下野尻 から河口まで	27,000	桑名市 四日市	有無 有無 有有	桑名市 東員市 いなべ市 川越町 朝日町
		右	いなべ市藤原町大字下野尻 から河口まで	27,000			
2	朝明川	左	四日市市西村町 から河口まで	15,000	四日市	有有 有有	川越町 朝日市 四日市
		右	四日市市西村町 から河口まで	15,000			
3	海蔵川	左	四日市市西坂部町 から河口まで	7,600	四日市	有	四日市
		右	四日市市西坂部町 から河口まで	7,600			
4	三滝川	左	四日市市大字尾平 から河口まで	10,000	四日市	有	四日市
		右	四日市市大字智積 から河口まで	10,000			
5	鹿化川	左	四日市市大字松本 から天白川合流点まで	4,000	四日市	有	四日市
		右	四日市市大字松本 から天白川合流点まで	4,000			
6	天白川	左	四日市市日永 から河口まで	3,600	四日市	有	四日市
		右	四日市市日永 から河口まで	3,600			
7	椋川	左	亀山市椿世町 から鈴鹿川合流点まで	4,400	鈴鹿	有 有	鈴鹿市 亀山市
		右	亀山市椿世町 から鈴鹿川合流点まで	4,400			
8	堀切川	左	鈴鹿市稲生町 から河口まで	4,700	鈴鹿	有	鈴鹿市
		右	鈴鹿市五祝町 から河口まで	4,700			
9	中ノ川	左	鈴鹿市三宅町 から河口まで	8,700	鈴鹿 津	有 有	鈴鹿市 津市
		右	鈴鹿市三宅町 から河口まで	8,700			
10	志登茂川	左	津市大里野田町 から河口まで	8,800	津	有	津市
		右	津市大里野田町 から河口まで	8,800			
11	横川	左	津市栗真小川町 から志登茂川合流点まで	1,400	津	有	津市
		右	津市栗真小川町 から志登茂川合流点まで	1,400			
12	安濃川	左	津市安濃町字荒木 から河口まで	12,000	津	有	津市
		右	津市安濃町北出 から河口まで	12,000			

番号	河川名	左右岸 の別	区域	延 長 (メートル)	建設事 務所名	担当水防管理団体	
						指定 有無	団体名
13	美濃屋川	左	津市安濃町安濃 から安濃川合流点まで	8,400	津	有	津 市
		右	津市安濃町安濃 から安濃川合流点まで	8,400			
14	岩 田 川	左	津市五軒町 から河口まで	5,500	津	有	津 市
		右	津市大字野田 から河口まで	5,500			
15	相 川	左	津市久居明神町 から河口まで	4,000	津	有	津 市
		右	津市久居明神町 から河口まで	4,000			
16	雲 出 川	左	津市美杉町川上 から津市一志町大仰まで	38,600	津	有	津 市
		右	津市美杉町川上 から津市一志町大仰まで	38,600			
17	碧 川	左	松阪市小舟江町 から河口まで	2,030	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市曾原町 から河口まで	2,030			
18	三 渡 川	左	松阪市嬉野田村町 から河口まで	5,200	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市嬉野黒野町 から河口まで	5,200			
19	阪 内 川	左	松阪市井村町地内井村橋 から河口まで	5,400	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市井村町地内井村橋 から河口まで	5,400			
20	金 剛 川	左	松阪市久保町字上出地内焼橋 から金剛川汐止樋門まで	6,600	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市久保町字上出地内焼橋 から金剛川汐止樋門まで	6,600			
21	愛 宕 川	左	松阪市末広町 から金剛川合流点まで	4,800	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市末広町 から金剛川合流点まで	4,800			
22	名 古 須 川	左	松阪市駅部田町 から金剛川合流点まで	4,000	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市駅部田町 から金剛川合流点まで	4,000			
23	笹 笛 川	左	多気郡明和町斎宮 から河口まで	6,700	松 阪	無	明 和 町
		右	多気郡明和町上野 から河口まで	6,700			
24	大 堀 川	左	伊勢市柏町 から河口まで	4,000	松 阪	無	明 和 町
		右	伊勢市柏町 から河口まで	4,000	伊 勢	有	伊 勢 市
25	外城田川	左	伊勢市上地町 から河口まで	7,700	伊 勢	有	伊 勢 市
		右	伊勢市上地町 から河口まで	7,700			

番号	河川名	左右岸 の別	区域	延長 (メートル)	建設事 務所名	担当水防管理団体	
						指定 有無	団体名
26	宮川	左	度会郡度会町坂井 から度会郡玉城町岩出まで	14,200	伊勢	有 無 無	伊勢市 玉城会 町
		右	度会郡度会町麻加江 から伊勢市佐八町まで	14,200			
27	大内山川	左	度会郡大紀町大内山 から滝原ダムまで	23,000	伊勢	無	大紀町
		右	度会郡大紀町大内山 から滝原ダムまで	23,000			
28	五十鈴川	左	伊勢市宇治今在家町 から汐合大橋まで	6,800	伊勢	有	伊勢市
		右	伊勢市宇治館町 から汐合大橋まで	6,800			
29	加茂川	左	鳥羽市松尾町 から河口まで	7,200	志摩	無	鳥羽市
		右	鳥羽市松尾町 から河口まで	7,200			
30	柘植川	左	伊賀市円徳院河合川合流点 から服部川合流点まで	5,500	伊賀	有	伊賀市
		右	伊賀市円徳院河合川合流点 から服部川合流点まで	5,500			
31	服部川	左	伊賀市荒木寺田橋 から長田合流点まで	5,600	伊賀	有	伊賀市
		右	伊賀市荒木寺田橋 から長田合流点まで	5,600			
32	木津川	左	伊賀市比土 から伊賀市大内字川原まで	9,600	伊賀	有	伊賀市
		右	伊賀市比土 から伊賀市守田まで	9,600			
33	赤羽川	左	北牟婁郡紀北町十須 から河口まで	8,000	尾鷲	有	紀北町
		右	北牟婁郡紀北町十須 から河口まで	9,600			
34	船津川	左	北牟婁郡紀北町河内 から河口まで	7,600	尾鷲	有	紀北町
		右	北牟婁郡紀北町河内 から河口まで	7,600			
35	銚子川	左	北牟婁郡紀北町大字木津 から河口まで	5,400	尾鷲	有	紀北町
		右	北牟婁郡紀北町大字木津 から河口まで	5,400			
36	産田川	左	熊野市有馬町 から志原川合流点まで	4,800	熊野	有 無	熊野市 御浜町
		右	熊野市有馬町 から志原川合流点まで	4,800			
37	板屋川	左	熊野市紀和町入鹿大字小栗須 から北山川合流点河口まで	3,500	熊野	有	熊野市
		右	熊野市紀和町入鹿大字小栗須 から北山川合流点河口まで	3,500			
38	熊野川	左	南牟婁郡紀宝町浅里 から同町北檜杖まで	11,400	熊野	有	紀宝町
		右	和歌山県				

(2) 水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知

※精査中の表示箇所は河川管理者において堤防天端高を基準に令和8年5月に定める予定であり、その結果を受けて変更します。

上段 ( ) は T P

河川名	水位観測所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	市町参考水位(旧氾濫危険水位)	氾濫発生水位	発表担当者	受報担当者	摘要	連絡方法
員弁川	阿下喜	(78.310) 0.81	(79.180) 1.68	(79.180) 1.68	(80.190) 2.69	(81.270) 3.77	(81.270) 3.77	桑名建設事務所	いなべ市長 東員町長		加入電話
	大泉	(38.940) 1.98	(39.860) 2.90	(39.860) 2.90	(41.020) 4.06	(41.620) 4.66	(41.620) 4.66	桑名建設事務所	いなべ市長 東員町長		加入電話
	星川	(13.430) 2.43	(13.700) 2.70	(13.700) 2.70	(14.970) 3.97	(16.650) 5.65	(16.650) 5.65	桑名建設事務所	桑名市長 日越町長 東員町長	四日市建設事務所 四日市市長	加入電話
	安永	(4.260) 4.26	(4.560) 4.56	(4.560) 4.56	(5.520) 5.52	(7.040) 7.04	(7.040) 7.04	桑名建設事務所	桑名市長 朝日町長 日越町長	四日市建設事務所 四日市市長	加入電話
朝明川	小牧	(34.090) 1.15	(35.030) 2.09	(35.035) 2.09	(35.470) 2.53	(36.050) 3.11	精査中	四日市建設事務所	四日市市長		加入電話
	松寺	(7.060) 1.20	(7.560) 1.70	(7.930) 2.07	(8.490) 2.63	(9.050) 3.19	精査中	四日市建設事務所	朝日町長 日越町長 四日市市長		加入電話
	南福崎	(3.050) 2.13	(3.430) 2.51	(3.430) 2.51	(3.930) 3.01	(4.400) 3.48	精査中	四日市建設事務所	朝日町長 日越町長 四日市市長		加入電話
海蔵川	御館	(20.990) 0.95	(21.820) 1.78	(21.820) 1.78	(22.130) 2.09	(22.810) 2.77	(22.810) 2.77	四日市建設事務所	四日市市長		加入電話
三滝川	高角	(20.820) 1.47	(21.750) 2.40	(21.750) 2.40	(22.350) 3.00	(22.970) 3.62	(22.970) 3.62	四日市建設事務所	四日市市長		加入電話
鹿化川	赤堀	(3.064) 1.50	(3.564) 2.00	(3.564) 2.00	(3.904) 2.34	(4.694) 3.13	精査中	四日市建設事務所	四日市市長		加入電話
天白川	日永	(4.300) 0.82	(4.600) 1.12	(4.600) 1.12	(5.200) 1.72	(5.900) 2.42	(5.900) 2.42	四日市建設事務所	四日市市長		加入電話
棕川	川合	(31.410) 1.07	(31.680) 1.34	(31.680) 1.34	(31.950) 1.61	(32.530) 2.19	精査中	鈴鹿建設事務所	鈴鹿市長 山形市長		加入電話
堀切川	磯山	(1.500) 3.30	(1.500) 3.30	(1.500) 3.30	(1.500) 3.30	(1.880) 3.68	(1.880) 3.68	鈴鹿建設事務所	鈴鹿市長		加入電話
中ノ川	三宅	(9.530) 1.00	(10.730) 2.20	(11.530) 3.00	(12.230) 3.70	(12.930) 4.40	精査中	鈴鹿建設事務所	鈴鹿市長 津市市長	津建設事務所 津市市長	加入電話
志登茂川	一身田平野	(1.820) 2.98	(1.990) 3.15	(2.260) 3.42	(2.590) 3.75	(2.920) 4.08	(3.420) 4.58	津建設事務所	津市長		加入電話
横川	栗真小川	(0.960) 1.72	(1.090) 1.85	(1.430) 2.19	(1.430) 2.19	(1.430) 2.19	精査中	津建設事務所	津市長		加入電話
安濃川	一色	(7.080) 2.30	(7.580) 2.80	(7.580) 2.80	(8.020) 3.24	(8.900) 4.12	精査中	津建設事務所	津市長		加入電話
美濃屋川	長岡	(5.230) 1.10	(5.450) 1.32	(6.290) 2.16	(6.630) 2.50	(6.970) 2.84	(6.970) 2.84	津建設事務所	津市長		加入電話
岩田川	野田	(1.200) 1.20	(1.780) 1.78	(1.780) 1.78	(1.780) 1.78	(2.420) 2.42	精査中	津建設事務所	津市長		加入電話
相川	藤方	(0.110) 2.18	(0.630) 2.70	(1.760) 3.83	(2.300) 4.37	(2.840) 4.91	精査中	津建設事務所	津市長		加入電話
雲出川	元小西	(149.170) 1.92	(150.070) 2.82	(150.070) 2.82	(150.070) 2.82	(151.020) 3.77	(151.020) 3.77	津建設事務所	津市長		加入電話
碧川	笠松	(0.278) 1.47	(0.278) 1.47	(0.558) 1.75	(0.738) 1.93	(0.918) 2.11	(0.918) 2.11	松阪建設事務所	松阪市長		加入電話
三渡川	嬉野田村	(1.753) 1.79	(2.353) 2.39	(2.553) 2.59	(2.953) 2.99	(3.353) 3.39	精査中	松阪建設事務所	松阪市長		加入電話
阪内川	外五曲	(7.460) -0.25	(8.000) 0.29	(8.740) 1.03	(9.810) 2.10	(11.180) 3.47	(11.180) 3.47	松阪建設事務所	松阪市長		加入電話
金剛川	大津	(4.130) 0.60	(4.730) 1.20	(4.730) 1.20	(5.030) 1.50	(5.330) 1.80	精査中	松阪建設事務所	松阪市長		加入電話

※精査中の表示箇所は河川管理者において堤防天端高を基準に令和8年5月に定める予定であり、その結果を受けて変更します。

上段 ( ) は T P

河川名	水位 観測所名	水防団待機 (通報) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位	市町参考水位 (旧氾濫危険水位)	氾濫発生水位	発表 担当者	受報 担当者	摘要	連絡 方法
愛宕川	宮町	(1.110) 1.38	(1.560) 1.83	(1.560) 1.83	(2.030) 2.31	(2.970) 3.25	(2.970) 3.25	松阪建設 事務所長	松阪市長		加入 電話
名古屋川	大名古須橋	(2.131) 0.73	(2.951) 1.55	(2.951) 1.55	(3.071) 1.67	(3.371) 1.97	精査中	松阪建設 事務所長	松阪市長		加入 電話
笹笛川	行部	(0.930) 1.46	(1.470) 2.00	(1.470) 2.00	(1.620) 2.15	(2.350) 2.88	精査中	松阪建設 事務所長	明和町長		加入 電話
大堀川	大堀川橋 新	(0.990) 2.40	(1.090) 2.50	(1.090) 2.50	(1.700) 3.11	(2.260) 3.67	精査中	松阪建設 事務所長	明和町長 伊勢市長 伊勢建設 事務所長 伊勢通		加入 電話
外城田川	西豊浜	(2.483) 2.63	(3.043) 3.19	(3.043) 3.19	(3.413) 3.56	(3.743) 3.89	精査中	伊勢建設 事務所長	伊勢市長		加入 電話
宮川	鮎川	(17.070) 9.85	(18.200) 10.98	(19.710) 12.49	(20.870) 13.65	(22.030) 14.81	(22.030) 14.81	伊勢建設 事務所長	伊勢市長 伊勢市長 伊勢市長		加入 電話
大内山川	細野	(167.399) 2.90	(167.899) 3.40	(167.899) 3.40	(167.899) 3.40	(169.159) 4.66	(169.159) 4.66	伊勢建設 事務所長	大紀町長		加入 電話
五十鈴川	中村	(6.770) 1.50	(7.170) 1.90	(7.170) 1.90	(7.970) 2.70	(8.770) 3.50	(8.840) 3.57	伊勢建設 事務所長	伊勢市長		加入 電話
加茂川	岩倉	(2.710) 1.80	(3.010) 2.10	(3.140) 2.23	(3.880) 2.97	(4.620) 3.71	(4.620) 3.71	志摩建設 事務所長	鳥羽市長		加入 電話
柘植川	佐那具	(142.397) 2.20	(143.897) 3.70	(143.897) 3.70	(144.397) 4.20	(145.397) 5.20	精査中	伊賀建設 事務所長	伊賀市長		加入 電話
服部川	荒木	(151.550) 1.00	(152.350) 1.80	(152.350) 1.80	(152.550) 2.00	(153.240) 2.69	(153.240) 2.69	伊賀建設 事務所長	伊賀市長		加入 電話
木津川	比土	(163.800) 2.00	(164.990) 3.19	(164.990) 3.19	(165.480) 3.68	(165.970) 4.17	(165.970) 4.17	伊賀建設 事務所長	伊賀市長		加入 電話
赤羽川	出垣内	(5.280) 3.50	(5.780) 4.00	(5.780) 4.00	(6.100) 4.32	(7.410) 5.63	精査中	尾鷲建設 事務所長	紀北町長		加入 電話
船津川	前柱	(2.000) 2.00	(2.500) 2.50	(2.500) 2.50	(2.830) 2.83	(3.840) 3.84	精査中	尾鷲建設 事務所長	紀北町長		加入 電話
銚子川	便ノ山	(6.940) 3.00	(7.940) 4.00	(7.940) 4.00	(8.240) 4.30	(10.940) 7.00	(10.940) 7.00	尾鷲建設 事務所長	紀北町長		加入 電話
産田川	大前池	(2.360) 1.03	(3.180) 1.85	(3.500) 2.17	(3.950) 2.62	(4.400) 3.07	(4.400) 3.07	熊野建設 事務所長	熊野市長 熊御浜町長		加入 電話
板屋川	所山	(52.400) 2.00	(53.100) 2.70	(53.400) 3.00	(53.900) 3.50	(54.100) 3.70	(54.740) 4.34	熊野建設 事務所長	熊野市長		加入 電話
熊野川	浅里	(15.860) 8.90	(18.860) 11.90	(20.660) 13.70	(21.660) 14.70	(22.690) 15.73	(22.690) 15.73	熊野建設 事務所長	紀宝町長		加入 電話

(3) 水位情報(河川)の発表

(イ) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報は、水防支部長がこれを発信するものとする。

(ロ) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の発信については、水防警報の発表・報告と同様の手段により関係者に通知するとともに水防管理者等にホットラインを実施するなど、特に付近住民に対する避難の目安となるよう周知に努めなければならない。

(ハ) 通報は第5章第1節第1項の通信連絡システムによって行うものとする。

(ニ) 市町参考水位(旧氾濫危険水位)については参考記載とし、水位情報の発表は行わないものとする。

水位観測所

1. 指定水位観測所

上段は( ) T P

番号	河川名	附堤防高(m)	観測所名	水位 (m)				所在地				量水標	取扱人	電話番号	電報符号	種類	受報建設事務所名
				平水位	水防団待機水(通報)位	氾濫注意(警戒)位	避難判断位	氾濫危険(洪水特別警戒)位	郡	市	町						
1	員弁川	(80.900) 3.40	阿下喜	(77.900) 0.40	(78.310) 0.81	(79.180) 1.68	(79.180) 1.68	(80.190) 2.69	いなべ	北勢	阿下喜	桑名市中央町	桑建設事務所	0594 (24)3663	アケ	テレメーター	桑名
2	員弁川		大泉		(38.940) 1.98	(39.860) 2.90	(39.860) 2.90	(41.020) 4.06	いなべ	員弁	大泉	桑名市中央町	桑建設事務所	0594 (24)3663		テレメーター	桑名
3	員弁川	(16.900) 5.90	星川		(13.430) 2.43	(13.700) 2.70	(13.700) 2.70	(14.970) 3.97	桑名		星川	桑名市中央町	桑建設事務所	0594 (24)3663		テレメーター	桑名
4	員弁川	(7.140) 7.14	安永	(1.000) 1.00	(4.260) 4.26	(4.560) 4.56	(4.560) 4.56	(5.520) 5.52	桑名		安永	桑名市中央町	桑建設事務所	0594 (24)3663	マス	テレメーター	桑名
5	朝明川	(11.520) 5.66	松寺	(6.360) 0.50	(7.060) 1.20	(7.560) 1.70	(7.930) 2.07	(8.490) 2.63	四日市		松寺	四日市市新正	四日市役所 四日市市役所 四日市市役所 四日市市役所	059 (352)0671	オヤ	テレメーター	四日市
6	朝明川	(36.295) 3.35	小牧		(34.090) 1.15	(35.030) 2.09	(35.030) 2.09	(35.475) 2.53	四日市		小牧	四日市市諏訪	四日市役所 四日市市役所 四日市市役所 四日市市役所	059 (354)8119		テレメーター	四日市
7	朝明川	(6.290) 5.37	南福崎		(3.050) 2.13	(3.430) 2.51	(3.430) 2.51	(3.930) 3.01	三重	川越	南福崎	四日市市新正	四日市役所 四日市市役所 四日市市役所 四日市市役所	059 (352)0671		テレメーター	四日市
8	海蔵川	(24.040) 4.00	御館	(20.240) 0.20	(20.990) 0.95	(21.820) 1.78	(21.820) 1.78	(22.130) 2.09	四日市	西坂部	御館	四日市市新正	四日市役所 四日市市役所 四日市市役所 四日市市役所	059 (352)0671		テレメーター	四日市
9	三滝川	(11.500) 5.40	野田		(5.260) -0.84	(5.850) -0.25			四日市		野田	四日市市新正	四日市役所 四日市市役所 四日市市役所 四日市市役所	059 (352)0671	シタ	テレメーター	四日市
10	三滝川	(23.850) 4.50	高角	(19.650) 0.30	(20.820) 1.47	(21.750) 2.40	(21.750) 2.40	(22.350) 3.00	四日市		高角	四日市市諏訪	四日市役所 四日市市役所 四日市市役所 四日市市役所	059 (354)8119		テレメーター	四日市
11	鹿化川	(5.894) 4.33	赤堀		(3.064) 1.50	(3.564) 2.00	(3.564) 2.00	(3.904) 2.34	四日市		赤堀南	四日市市諏訪	四日市役所 四日市市役所 四日市市役所 四日市市役所	059 (354)8119		テレメーター	四日市
12	天白川		日永		(4.300) 0.82	(4.600) 1.12	(4.600) 1.12	(5.200) 1.72	四日市		日永	四日市市新正	四日市役所 四日市市役所 四日市市役所 四日市市役所	059 (352)0671		テレメーター	四日市
13	椋川		川合		(31.410) 1.07	(31.680) 1.34	(31.680) 1.34	(31.950) 1.61	亀山	川合		鈴鹿市西条	鈴鹿建設事務所	059 (382)8691		テレメーター	鈴鹿
14	堀切川		磯山		(1.500) 3.30	(1.500) 3.30	(1.500) 3.30	(1.500) 3.30	鈴鹿		磯山	鈴鹿市西条	鈴鹿建設事務所	059 (382)8691		テレメーター	鈴鹿
15	中ノ川	(13.330) 4.80	三宅	(9.230) 0.70	(9.530) 1.00	(10.730) 2.20	(11.530) 3.00	(12.230) 3.70	鈴鹿		三宅	鈴鹿市西条	鈴鹿建設事務所	059 (382)8691		テレメーター	鈴鹿
16	志登茂川	(2.920) 4.08	一身田		(1.820) 2.98	(1.990) 3.15	(2.260) 3.42	(2.590) 3.75	津		一身田	津市桜橋	津建設事務所	059 (223)5215		テレメーター	津
17	横川	(1.350) 2.11	栗真小川		(0.960) 1.72	(1.090) 1.85	(1.430) 2.19	(1.430) 2.19	津		栗真小川	津市桜橋	津建設事務所	059 (223)5215		テレメーター	津
18	安濃川	(8.830) 4.05	一色	(5.280) 0.50	(7.080) 2.30	(7.580) 2.80	(7.580) 2.80	(8.020) 3.24	津		一色	津市桜橋	津建設事務所	059 (223)5215	アノ	テレメーター	津
19	美濃屋川	(7.700) 3.57	長岡		(5.230) 1.10	(5.450) 1.32	(6.290) 2.16	(6.630) 2.50	津		長岡	津市桜橋	津建設事務所	059 (223)5215		テレメーター	津
20	岩田川	(5.090) 5.09	野田(津)		(1.200) 1.20	(1.780) 1.78	(1.780) 1.78	(1.780) 1.78	津		野田	津市桜橋	津建設事務所	059 (223)5215		テレメーター	津
21	相川	(5.300) 7.37	藤方		(0.110) 2.18	(0.630) 2.70	(1.760) 3.83	(2.300) 4.37	津		藤方	津市桜橋	津建設事務所	059 (223)5215		テレメーター	津
22	雲出川	(151.250) 4.00	元小西	(147.250) 0.00	(149.170) 1.92	(150.070) 2.82	(150.070) 2.82	(150.070) 2.82	津	美杉	元小西	津市桜橋	津建設事務所	059 (223)5215		テレメーター	津
23	碧川		笠松		(0.278) 1.47	(0.278) 1.47	(0.558) 1.75	(0.738) 1.93	松阪		笠松	松阪市高町	松阪建設事務所	0598 (50)0579		テレメーター	松阪
24	三渡川	(3.893) 3.93	嬉野田村		(1.753) 1.79	(2.353) 2.39	(2.553) 2.59	(2.953) 2.99	松阪		嬉野田村	松阪市高町	松阪建設事務所	0598 (50)0579		テレメーター	松阪
25	阪内川	(13.910) 6.20	外五曲		(7.460) -0.25	(8.000) 0.29	(8.740) 1.03	(9.810) 2.10	松阪		外五曲	松阪市高町	松阪建設事務所	0598 (50)0579	ニシ	テレメーター	松阪
26	金剛川	(7.330) 3.80	大津	(3.530) 0.00	(4.130) 0.60	(4.730) 1.20	(4.730) 1.20	(5.030) 1.50	松阪		大津	松阪市高町	松阪建設事務所	0598 (50)0579	オン	テレメーター	松阪
27	愛宕川		宮町		(1.110) 1.38	(1.560) 1.83	(1.560) 1.83	(2.030) 2.31	松阪		宮町	松阪市高町	松阪建設事務所	0598 (50)0579		テレメーター	松阪
28	名古屋川		大名古須橋		(2.131) 0.73	(2.951) 1.55	(2.951) 1.55	(3.071) 1.67	松阪		大津	松阪市高町	松阪建設事務所	0598 (50)0579		テレメーター	松阪
29	櫛田川	(131.480) 8.50	宮前	(123.180) 0.20	(127.980) 5.00	(129.980) 7.00			松阪	飯高	宮前	松阪市高町	松阪建設事務所	0598 (50)0579	ミヤ	テレメーター	松阪
30	笹笛川		行部		(0.930) 1.46	(1.470) 2.00	(1.470) 2.00	(1.620) 2.15	多気	明和	行部	松阪市高町	松阪建設事務所	0598 (50)0579		テレメーター	松阪
31	大堀川		大堀川新		(0.990) 2.40	(1.090) 2.50	(1.090) 2.50	(1.700) 3.11	多気	明和	大淀	松阪市高町	松阪建設事務所	0598 (50)0579		テレメーター	松阪
32	外城田川	(5.413) 5.56	西豊浜		(2.483) 2.63	(3.043) 3.19	(3.043) 3.19	(3.413) 3.56	伊勢	西豊浜		伊勢市勢田町	伊勢建設事務所	0596 (27)5207		テレメーター	伊勢
33	大内山川	(169.999) 5.50	細野	(165.289) 0.79	(167.399) 2.90	(167.899) 3.40	(167.899) 3.40	(167.899) 3.40	度会	大紀	細野	伊勢市勢田町	伊勢建設事務所	0596 (27)5207		テレメーター	伊勢
34	宮川	(23.460) 16.24	鮎川		(17.070) 9.85	(18.200) 10.98	(19.710) 12.49	(20.870) 13.65	度会	度会	鮎川	伊勢市勢田町	伊勢建設事務所	0596 (27)5207		テレメーター	伊勢

番号	河川名	近高 防高 (m)	観測所名	水位 (m)				所在地				量水標	取扱人	電番	話号	電符号	種	類	受報建設 事務所名
				平水位	水防団待機 水通報水位	氾濫注意 警戒水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒)	郡	市	町								
35	五十鈴川	(8.920) 3.65	中村		(6.770) 1.50	(7.170) 1.90	(7.170) 1.90	(7.970) 2.70	伊勢	中村		伊勢市勢田町	伊建設事務所 勢田	0596 (27)5207		ナキ	テレメーター	伊勢	
36	加茂川	(5.510) 4.60	岩倉	(1.110) 0.20	(2.710) 1.80	(3.010) 2.10	(3.140) 2.23	(3.880) 2.97	鳥羽	岩倉		志摩市阿児町	志摩建設事務所 阿児	0599 (43)5125			テレメーター	志摩	
37	野川	(4.300) 3.84	恵利原	(0.900) 0.44	(2.400) 1.94	(2.700) 2.24			志摩	磯部	恵利原	志摩市阿児町	志摩建設事務所 阿児	0599 (43)5125		エウ	テレメーター	志摩	
38	柘植川	(144.047) 3.85	佐那具	(140.697) 0.50	(142.397) 2.20	(143.897) 3.70	(143.897) 3.70	(144.397) 4.20	伊賀	佐那具		伊賀市四十九町	伊賀建設事務所 四十九	0595 (24)8210		サス	テレメーター	伊賀	
39	服部川	(154.050) 3.50	荒木	(151.050) 0.50	(151.550) 1.00	(152.350) 1.80	(152.350) 1.80	(152.550) 2.00	伊賀	荒木		伊賀市四十九町	伊賀建設事務所 四十九	0595 (24)8210			テレメーター	伊賀	
40	木津川	(168.420) 6.62	比土	(162.770) 0.97	(163.800) 2.00	(164.990) 3.19	(164.990) 3.19	(165.480) 3.68	伊賀	比土		伊賀市四十九町	伊賀建設事務所 四十九	0595 (24)8210		ナサ	テレメーター	伊賀	
41	木津川	(186.840) 2.88	阿保	(184.080) 0.12	(185.760) 1.80	(186.260) 2.30			伊賀	阿保		伊賀市四十九町	伊賀建設事務所 四十九	0595 (24)8210		ナサ	テレメーター	伊賀	
42	赤羽川	(9.180) 7.40	出垣内	(2.380) 0.60	(5.280) 3.50	(5.780) 4.00	(5.780) 4.00	(6.100) 4.32	北牟婁	紀北	出垣内	尾鷲市尾坂場西町	尾鷲建設事務所 尾坂場西	0597 (23)3539		アサ	テレメーター	尾鷲	
43	船津川	(4.400) 4.40	前柱	(0.100) 0.10	(2.000) 2.00	(2.500) 2.50	(2.500) 2.50	(2.830) 2.83	北牟婁	紀北	船津	尾鷲市尾坂場西町	尾鷲建設事務所 尾坂場西	0597 (23)3527			テレメーター	尾鷲	
44	銚子川	(11.340) 7.40	便ノ山	(4.440) 0.50	(6.940) 3.00	(7.940) 4.00	(7.940) 4.00	(8.240) 4.30	北牟婁	紀北	便ノ山	尾鷲市尾坂場西町	尾鷲建設事務所 尾坂場西	0597 (23)3539		アサ	テレメーター	尾鷲	
45	中川	(5.230) 5.14	中川	(0.490) 0.40	(3.390) 3.30	(4.390) 4.30			尾鷲		中井浦	尾鷲市尾坂場西町	尾鷲建設事務所 尾坂場西	0597 (23)3539		アサ	テレメーター	尾鷲	
46	井戸川	(5.700) 4.50	井戸	(2.200) 1.00	(4.400) 3.20	(4.900) 3.70			熊野	井戸	馬留	熊野市井戸町	熊野建設事務所 井戸	0597 (89)6147			テレメーター	熊野	
47	産田川	(6.030) 4.70	大前池	(1.730) 0.40	(2.360) 1.03	(3.180) 1.85	(3.500) 2.17	(3.950) 2.62	熊野	有馬	久生屋	熊野市井戸町	熊野建設事務所 井戸	0597 (89)6147			テレメーター	熊野	
48	板屋川	(56.500) 6.10	所山	(50.400) 0.00	(52.400) 2.00	(53.100) 2.70	(53.400) 3.00	(53.900) 3.50	熊野	紀和	所山	熊野市井戸町	熊野建設事務所 井戸	0597 (89)6147			テレメーター	熊野	
49	熊野川	(35.350) 28.39	浅里	(8.670) 1.71	(15.860) 8.90	(18.860) 11.90	(20.660) 13.70	(21.660) 14.70	南牟婁	紀宝	浅里	熊野市井戸町	熊野建設事務所 井戸	0597 (89)6147			テレメーター	熊野	

# 第 5 章 通 信 連 絡

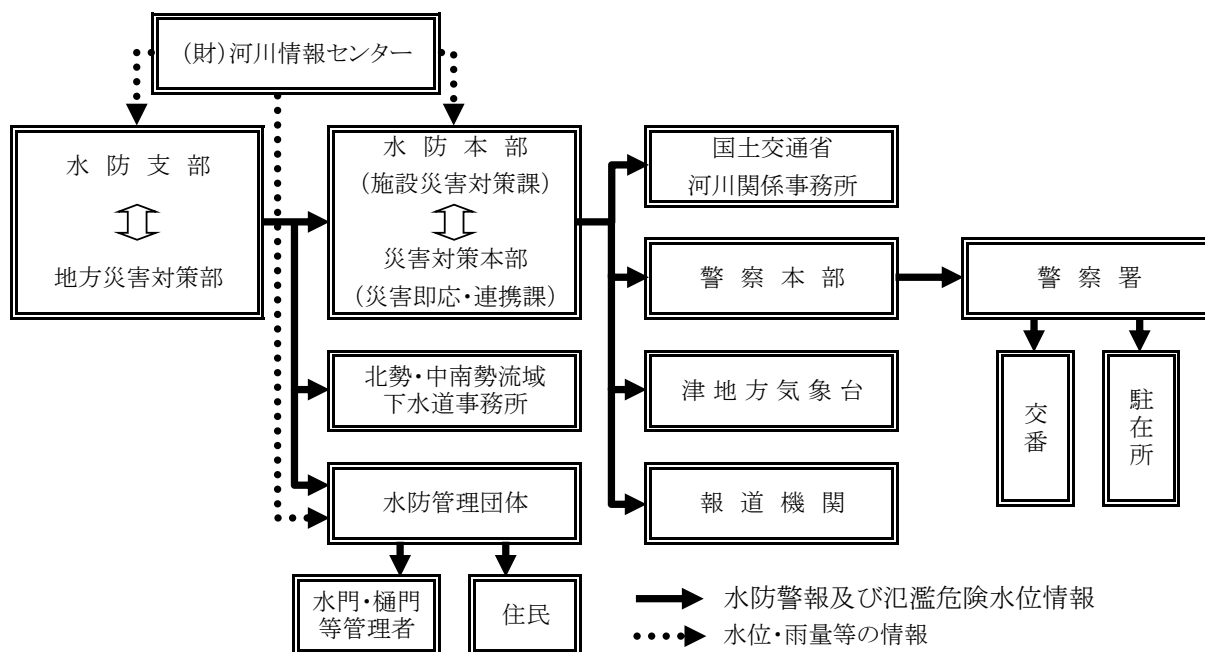
## 第 1 節 通信連絡系統 (法27条)

水防関係諸機関との連絡方法は、加入電話、警電、無線電話、電送並びに電報とする。なお、緊急の場合は、非常電報扱いとする。

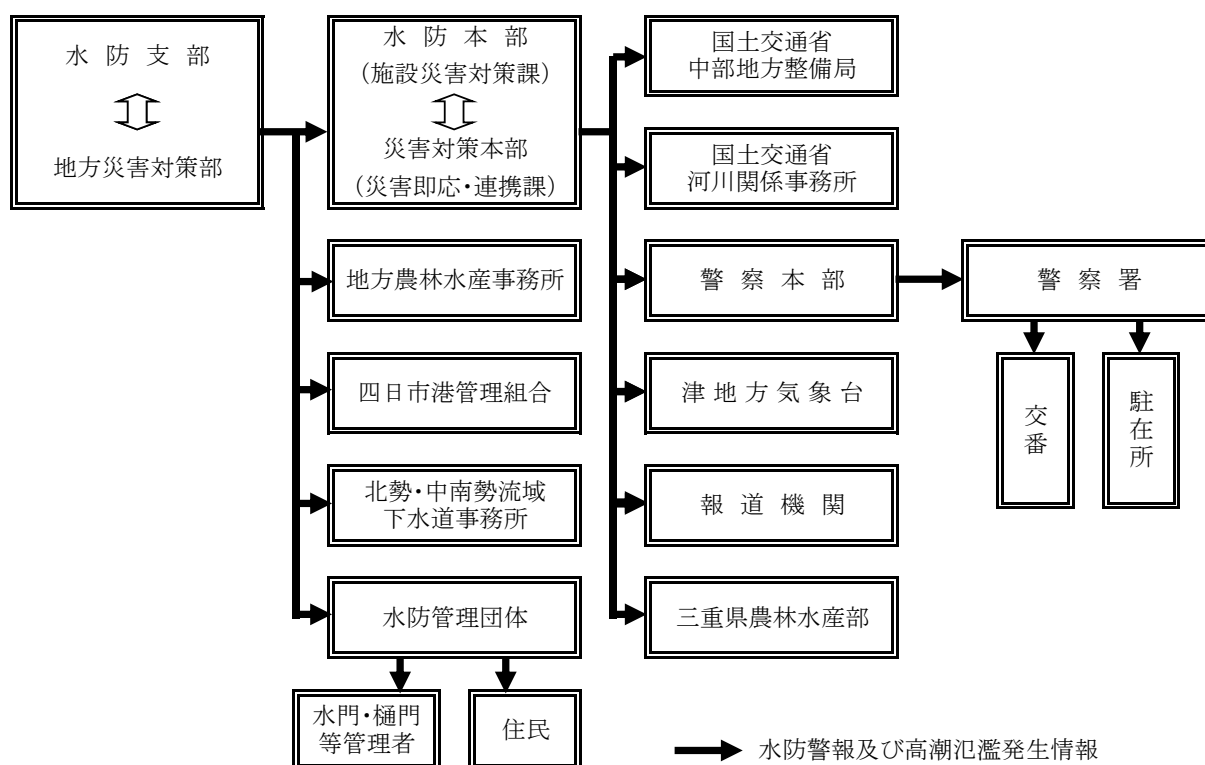
### 1. 知事の指定する河川海岸等に関する通信連絡系統

◎水防警報、氾濫危険水位情報、高潮氾濫発生情報発表時の通信連絡系統図

【河川】



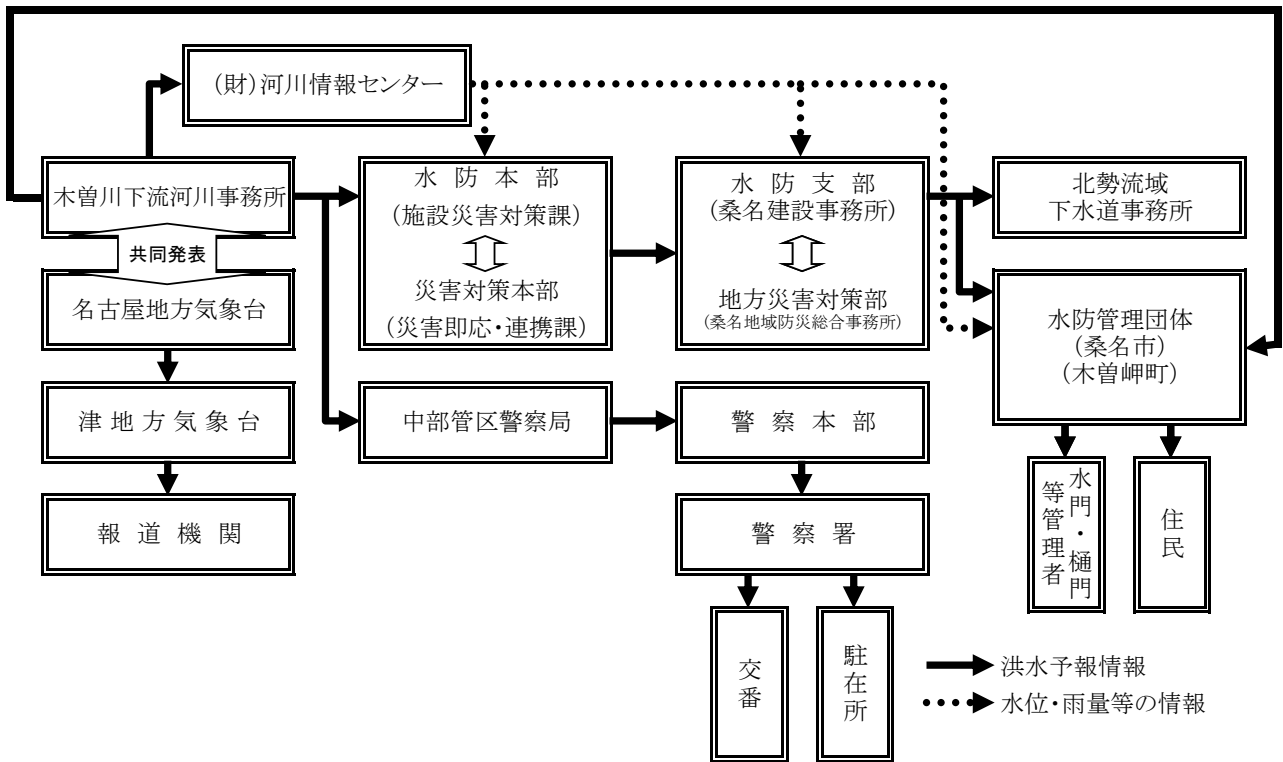
【海岸】



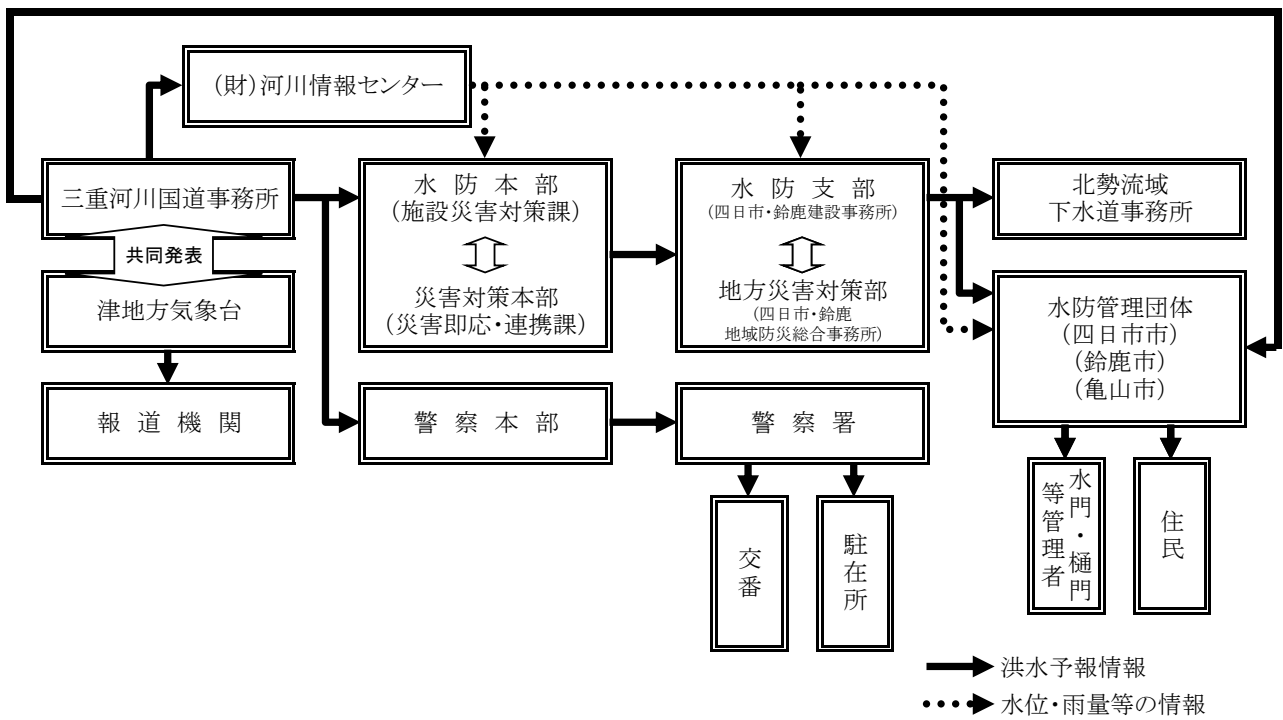
2. 国土交通大臣の指定する河川に関する通信連絡系統

◎洪水予報発表時の通信連絡系統図

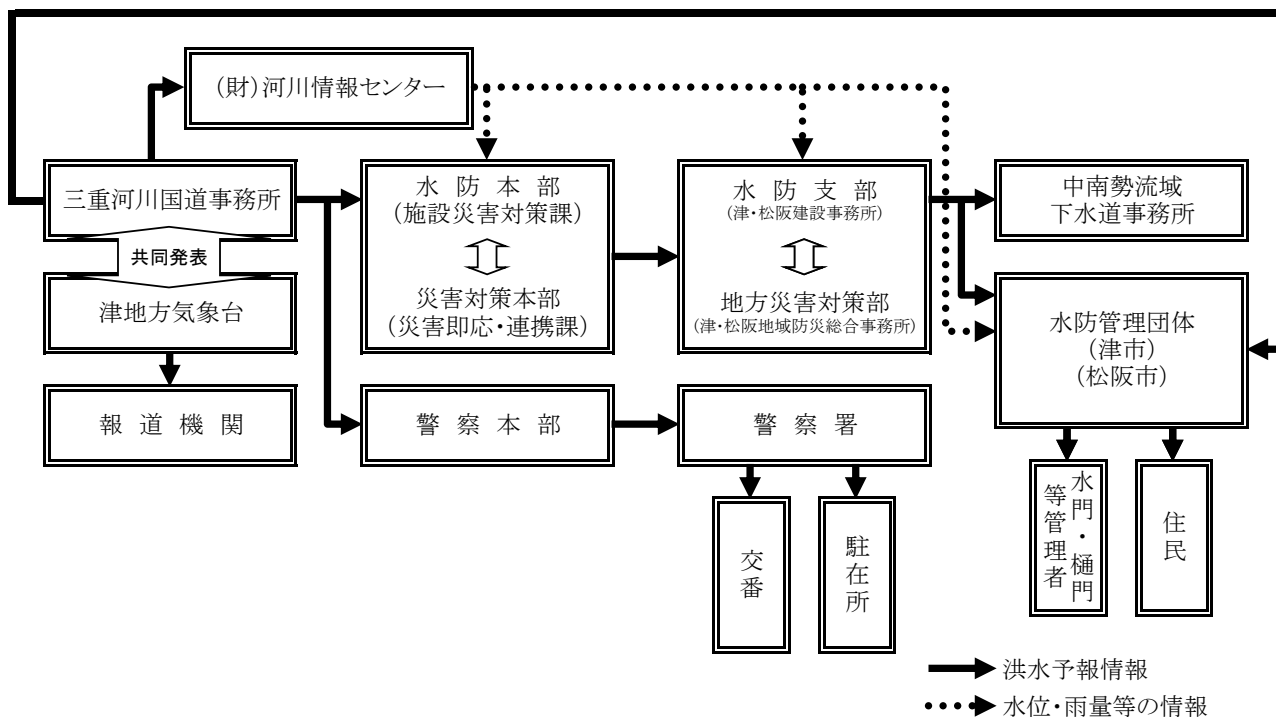
【木曽川水系(下流部)】



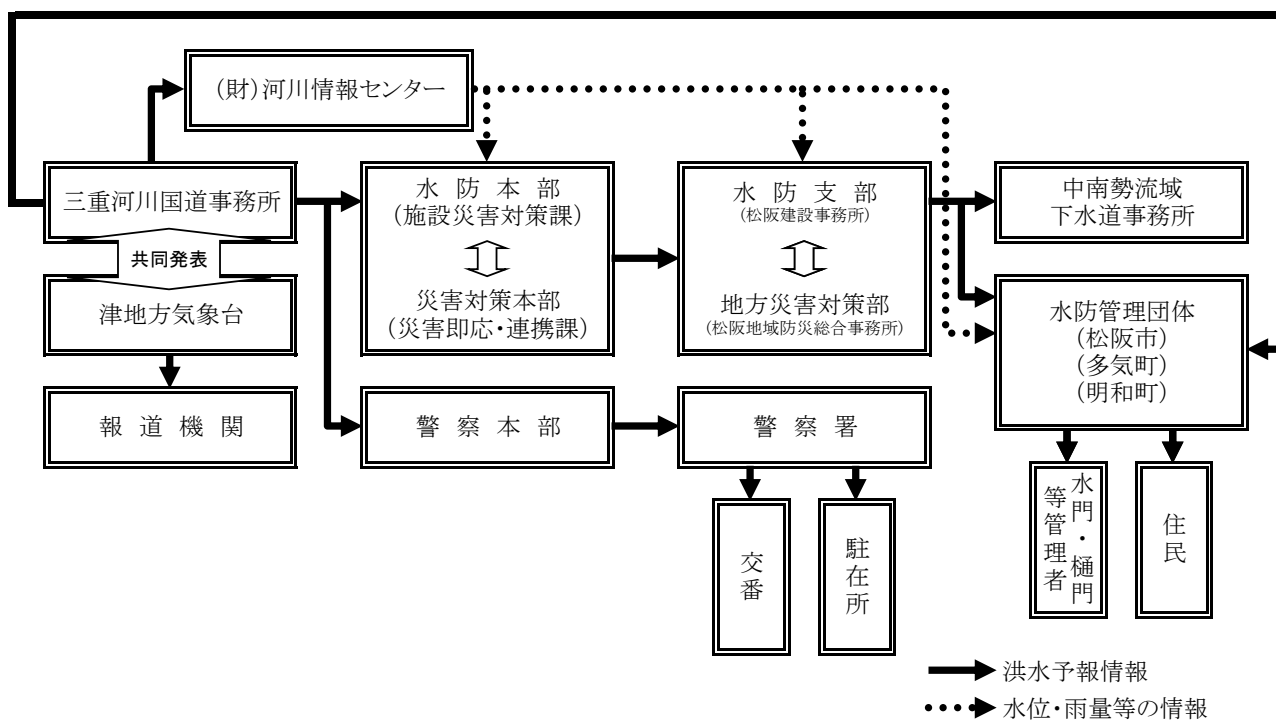
【鈴鹿川水系】



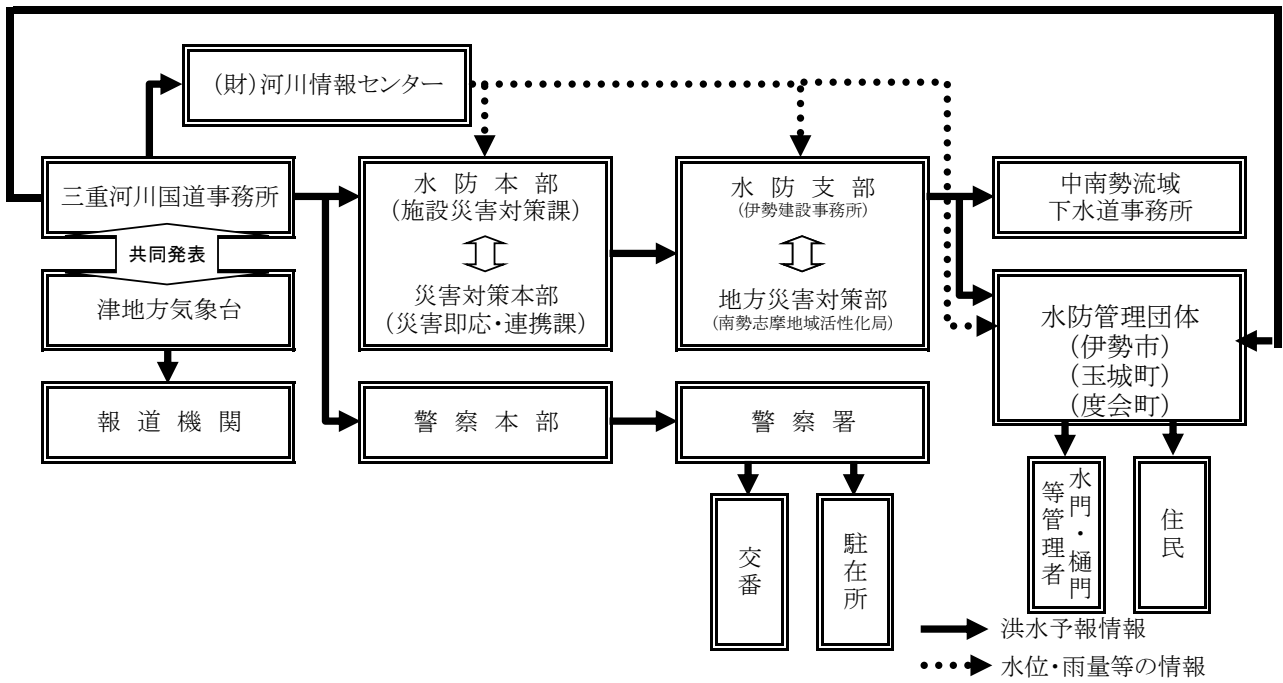
【雲出川水系】



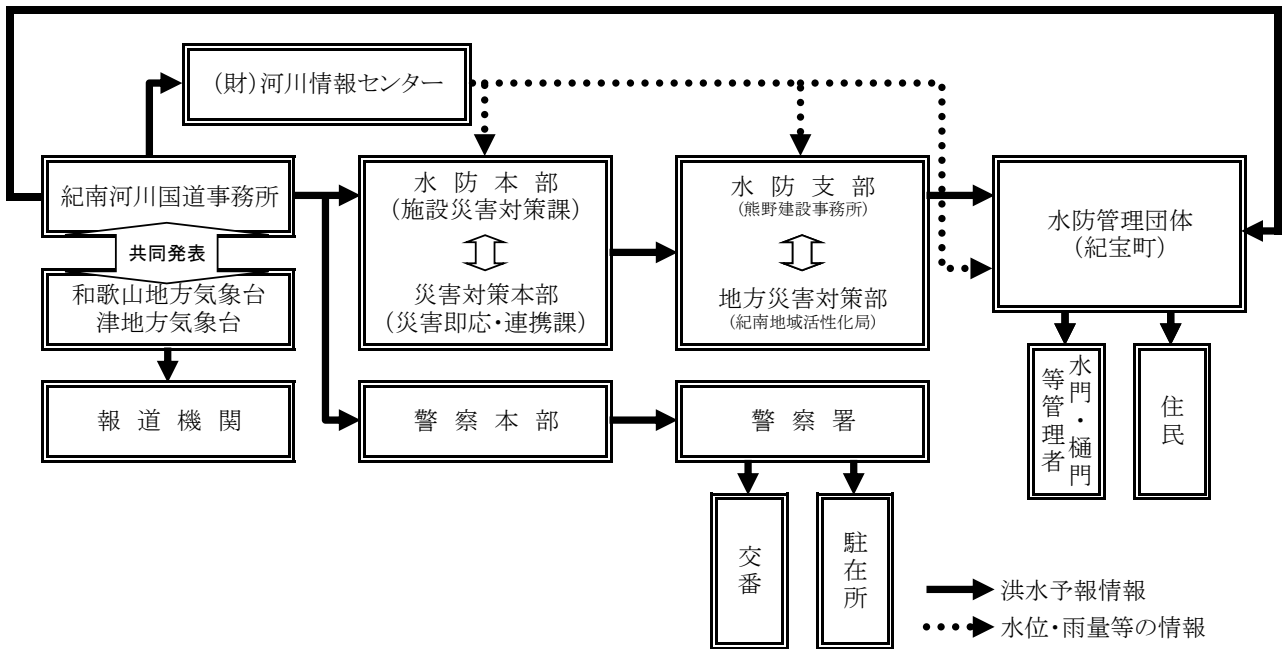
【櫛田川水系】



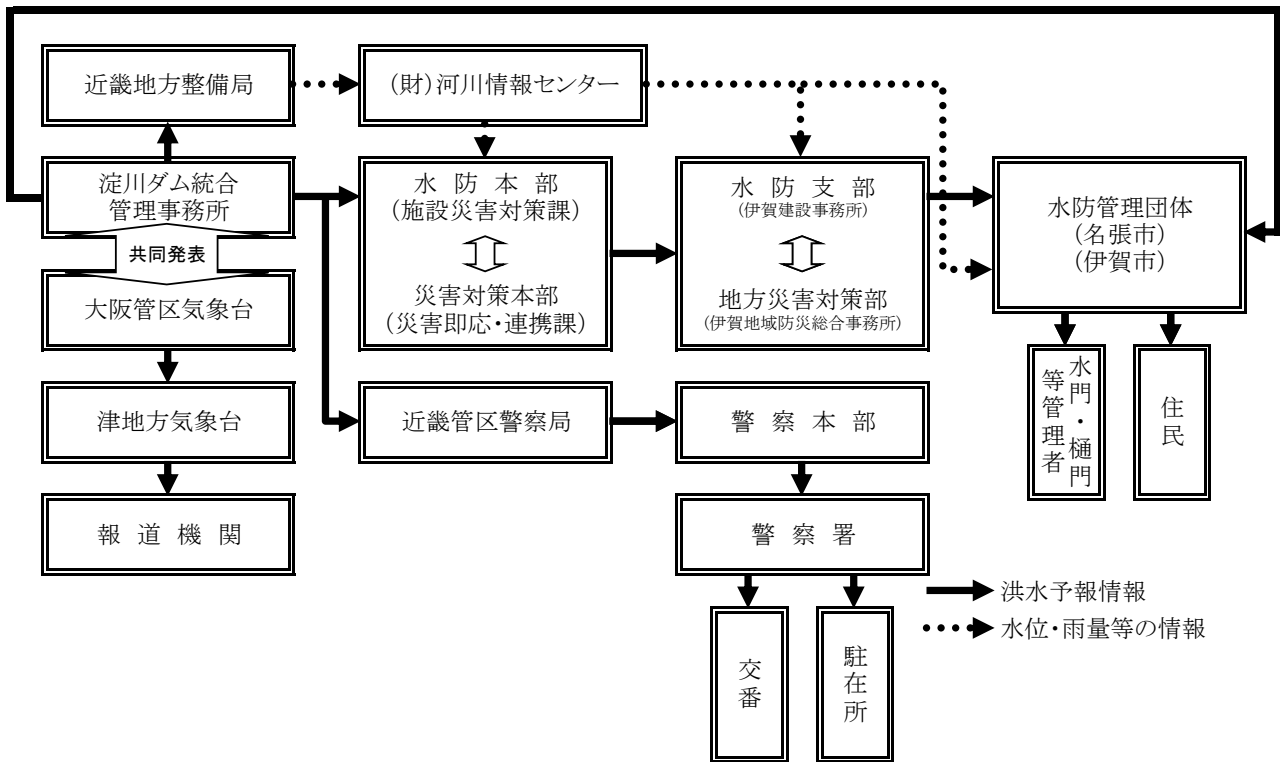
【宮川水系】



【新宮川水系】

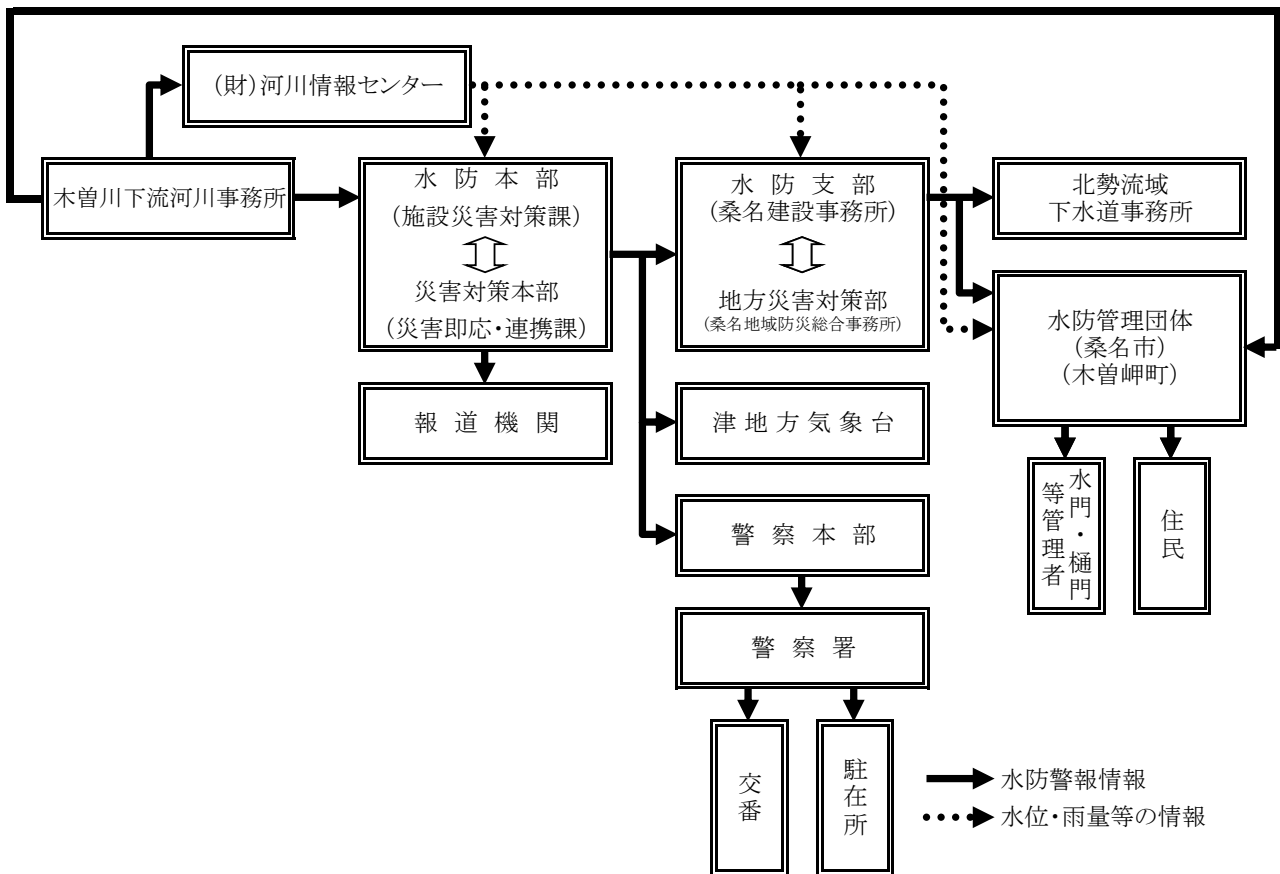


【淀川水系】

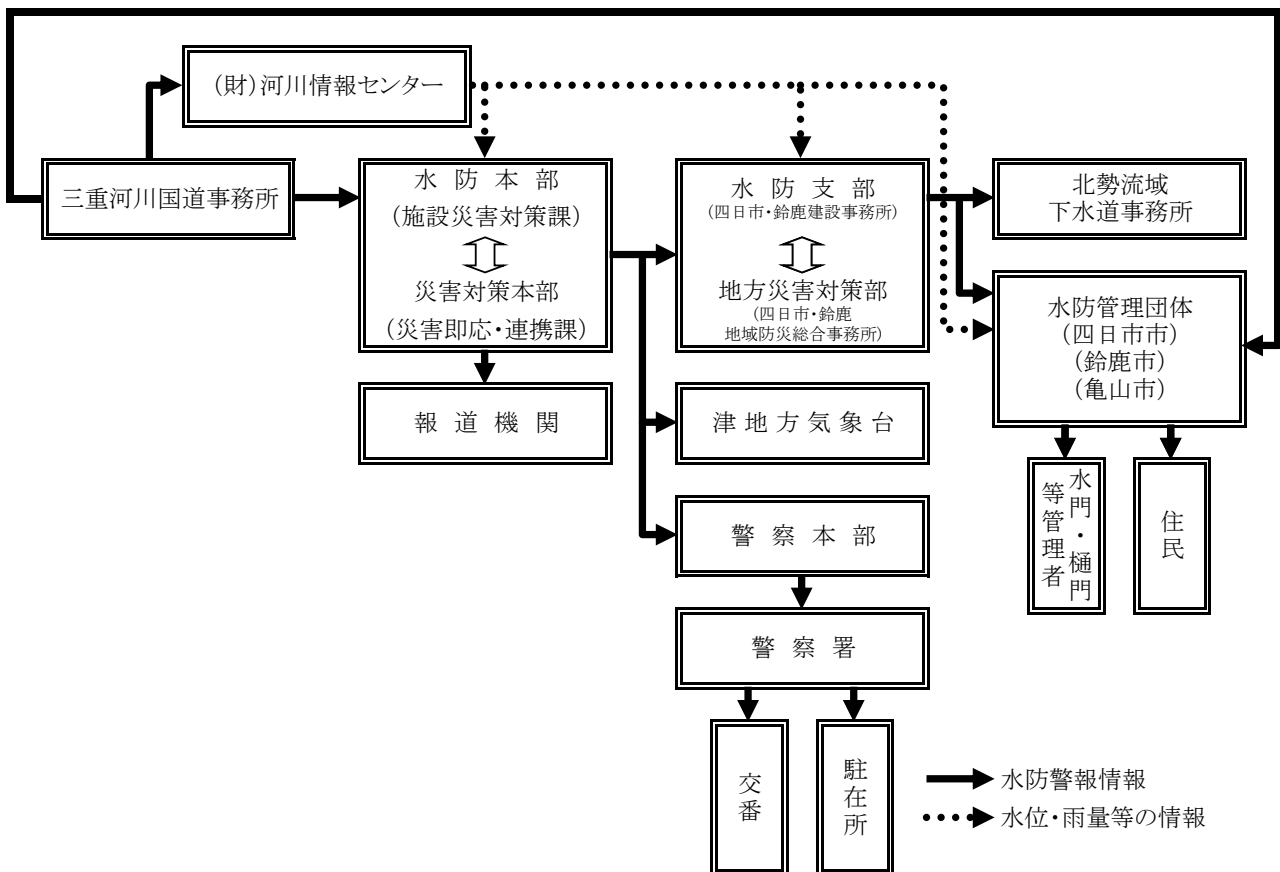


◎水防警報及び水位到達情報発表時の通信連絡系統図

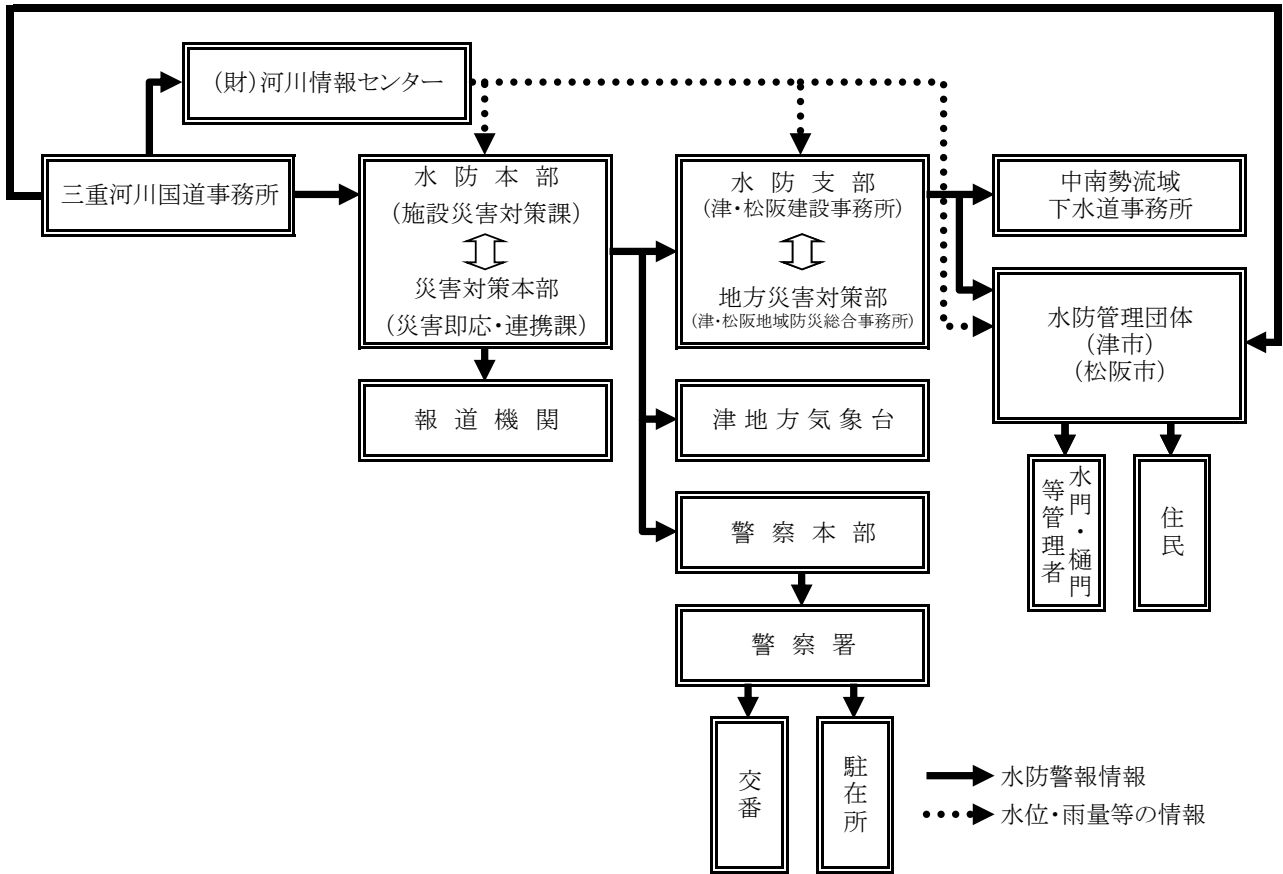
【木曽川水系(下流部)】



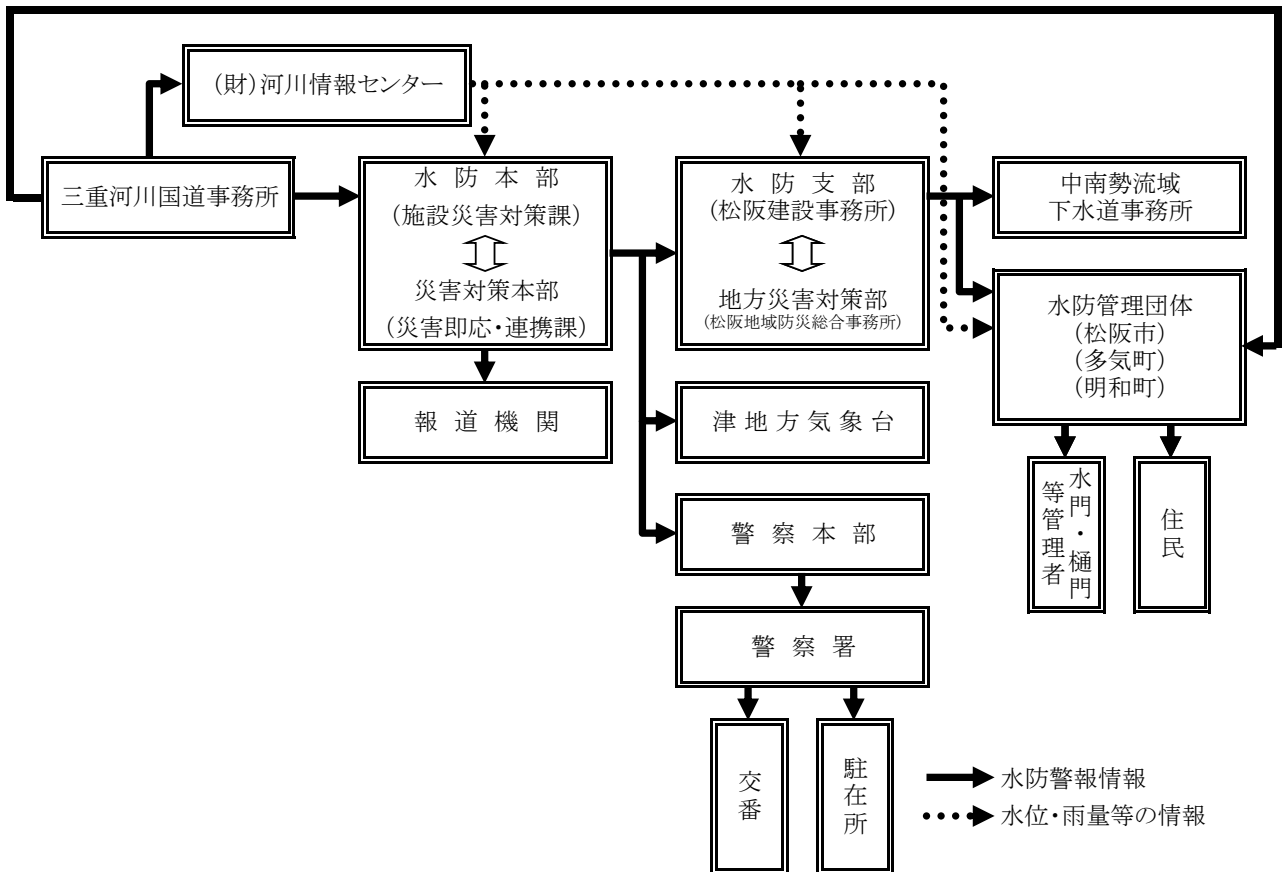
【鈴鹿川水系】



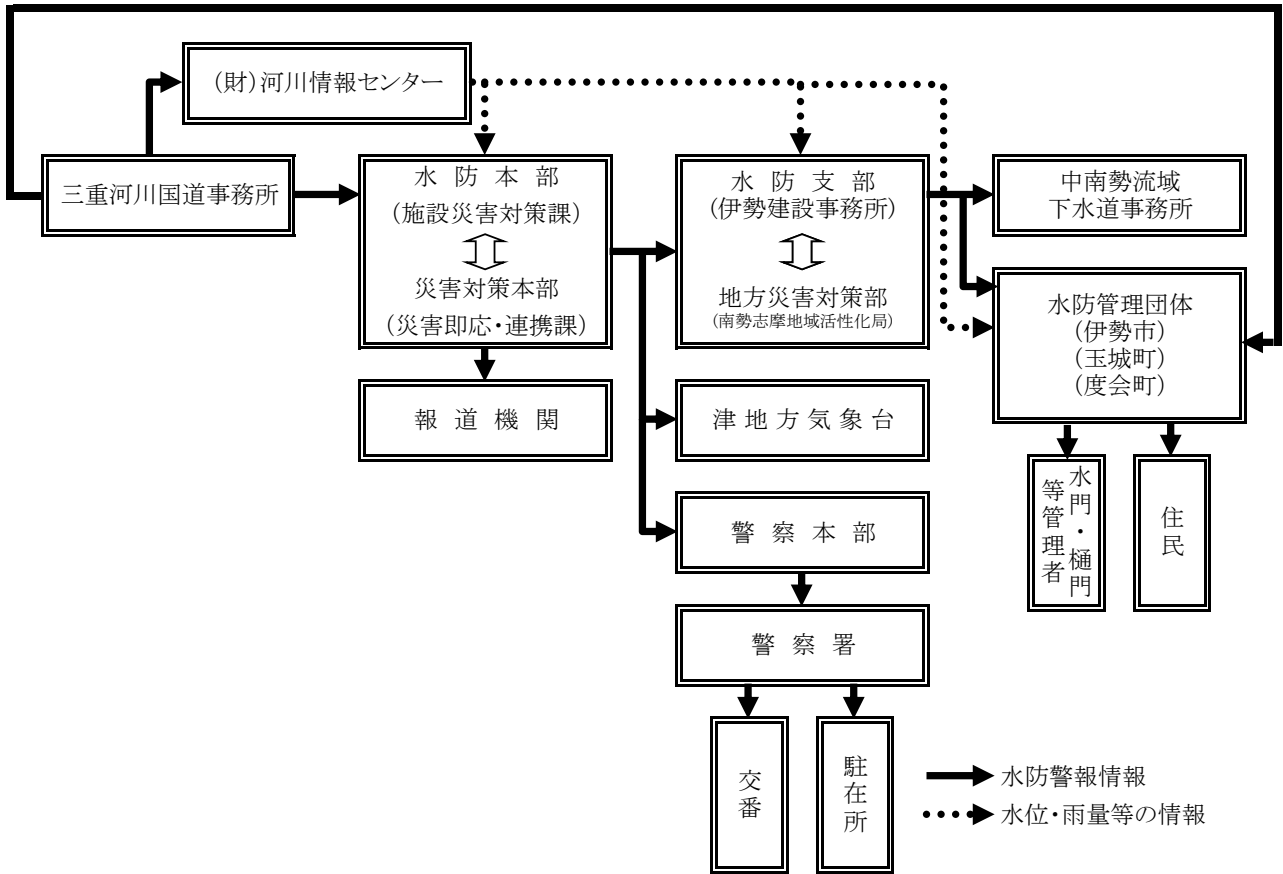
【雲出川水系】



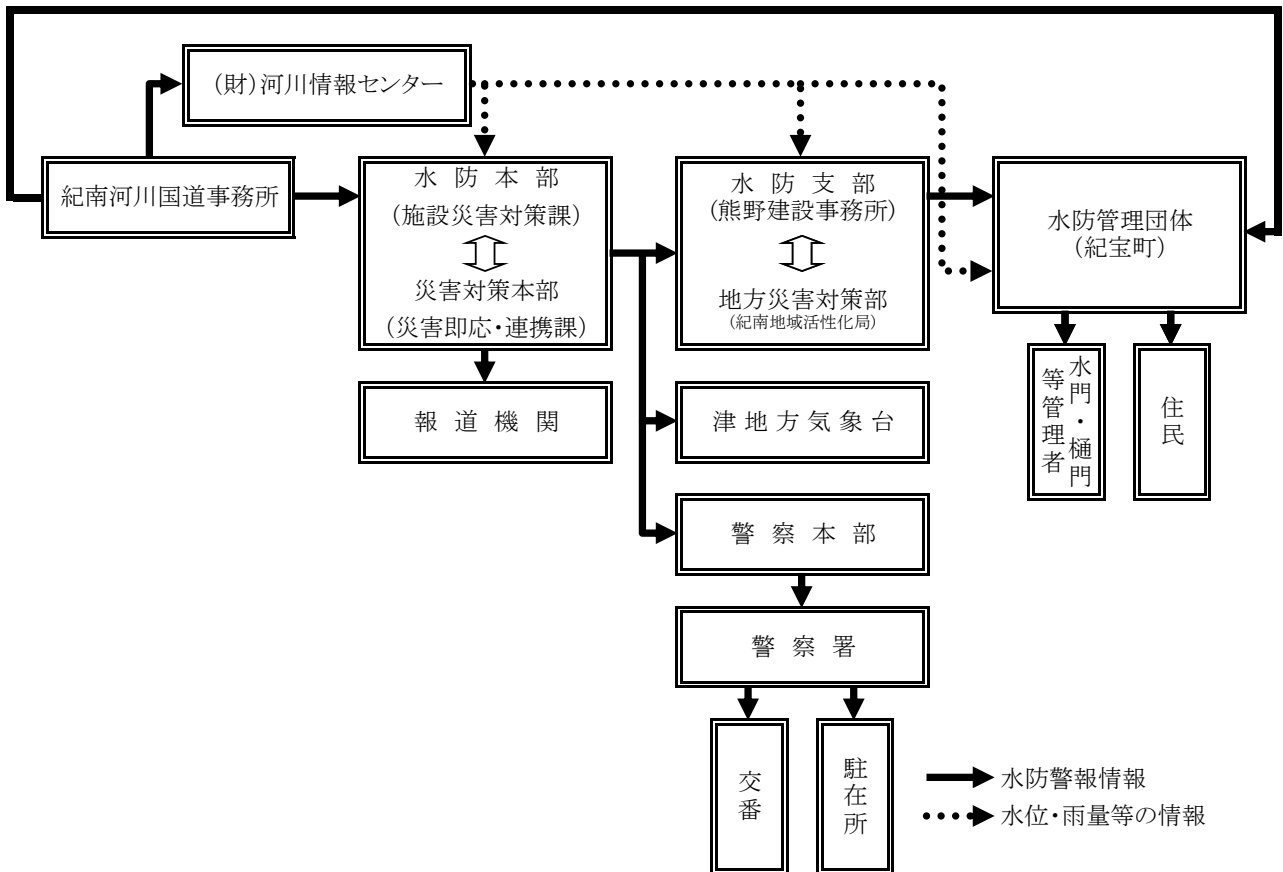
【櫛田川水系】



【宮川水系】



【新宮川水系】



【淀川水系】

